

山田町プロポーザル方式実施要綱

平成24年7月12日企財第95号

改正

平成29年3月30日

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めがあるもののほか、プロポーザル方式の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 その性質又は目的が競争入札に適しないと認められる業務を発注する場合において、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案を受け、当該提案の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受注者を特定し、当該受注者と随意契約の方法により当該業務に係る契約を締結する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 公募により提案者を募って行うプロポーザル方式をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 あらかじめ複数の提案者を指名により選定して行うプロポーザル方式をいう。
- (4) 入札担当課長 財政課長をいう。
- (5) 主管課等の長 当該業務を所管する課等の長をいう。

(対象業務)

第3 プロポーザル方式の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、次の各号のいずれかに該当する業務とする。

- (1) 都市計画調査、地域計画調査、総合開発計画調査、環境影響調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (3) 景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、既設施設の機能診断、先端的な計測、試験を含む地質調査等先例が少なく実験解析又は特殊

な観測、診断を要する業務

(4) 計画から設計まで一貫発注する業務

(5) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務（設計競技方式の対象となる業務を除く。）

(6) 高度な技術力、企画力、開発力及び経験を求められる業務

(7) 本町において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が確立されていない業務

(8) その他プロポーザル方式による発注が適当であると町長が認める業務

（事前協議）

第4 主管課等の長は、プロポーザル方式により当該業務の受注者を特定しようとするときは、当該理由等についてプロポーザル方式適用理由書（様式第1号。以下「適用理由書」という。）により入札担当課長と事前協議しなければならない。

2 入札担当課長は、前項の事前協議によりプロポーザル方式の適用が適切であると認めるときは、適用理由書の「適用確認年月日」欄に当該認めた年月日を記入するものとする。

（委員会の設置）

第5 町長は、プロポーザル方式を実施しようとするときは、プロポーザル方式実施委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

（委員会の組織）

第6 委員会は、委員長及び委員10人以内をもって組織する。

2 委員長は、主管課等の長をもって充てる。ただし、全庁的な業務を対象とするときにおいては、副町長を委員長とすることができる。

3 委員は、委員長が指名する当該業務を所管する課等（以下「主管課等」という。）及び当該業務に関連する課等の職員をもって充てる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の所掌事務）

第7 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 受注者を特定するための評価基準の決定

(2) 提案書（様式第2号）の提出要請者の選定

(3) 受注者の特定

(4) 前3号に掲げるもののほか、受注者の特定等に関する事務

(委員会の会議)

第8 委員会の会議は、必要の都度委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(委員会の庶務)

第9 委員会の庶務は、主管課等において処理する。

(参加資格)

第10 プロポーザル方式の提案者に必要な資格(以下「参加資格」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者であること。

(2) 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する規程(平成23年山田町告示第31号の2)第6条又は物品の製造の請負又は物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程(平成16年山田町訓令第16号)第5条に規定する資格者であること。

(3) 町営建設工事に係る指名停止等措置要綱(平成6年山田町告示第21号。以下「措置要綱」という。)に基づく指名停止措置の期間中でない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立てがなされていない者(会社更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を含む。)であること。

2 町長は、前項各号に掲げるもののほか、当該対象業務ごとに必要な参加資格を定めることができる。

(手続開始の公告)

第11 町長は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告(様式第3号)により公告し、公募するものとする。

(1) 業務名、業務内容及び履行期間

- (2) 参加資格
- (3) 受注者を特定するための評価基準
- (4) 担当課
- (5) プロポーザル方式説明書（様式第4号。以下「説明書」という。）の交付期間、場所及び方法
- (6) 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第5号。以下「参加表明書」という。）の提出期限、場所及び方法
- (7) 提案書の提出期限、場所及び方法
- (8) 契約書作成の要否
- (9) 説明書等に対する質問に関する事項
- (10) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日その他ヒアリングに関する事項
- (11) その他町長が必要と認める事項
（説明書の交付）

第12 町長は、第11の規定により公告をしたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した説明書の交付を開始するものとし、提案書の提出期限の日の前日まで交付するものとする。

- (1) 第11第1号から第4号まで及び第6号から第11号までに掲げる事項
- (2) 当該対象業務の詳細な説明
- (3) 参加表明書及び提案書の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先
- (4) 説明書等に対する質問の提出期限、場所及び方法並びにその回答方法
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項各号に掲げるもののほか、説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 参加表明書の提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合及び参加資格を有しないと認められた場合は、提案書を提出することができないこと。
- (2) 提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とすること。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しないこと。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、それらを提出した者に無断で、参加資格の確認及び受注者の特定以外に使用しないこと。
- (5) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差し替え、訂正及び再提出は認めないこと。

(6) 参加表明書及び提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として、変更することができないこと。

(7) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載があった場合は、当該参加表明書又は提案書は、その効力を失うとともに、当該虚偽の記載をした者に対して措置要綱に基づく指名停止措置を行うことがあること。

(参加表明書の提出)

第13 第11の規定による公告(以下「公告」という。)により公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、第12第1項に規定する説明書の交付が開始された日の翌日から起算して10日を経過する日までに、参加表明書に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が必要と認めたときは、当該参加表明書の提出期限を延長し、又は短縮することができる。

(参加表明者の参加資格の確認等)

第14 町長は、第13の規定に基づく参加表明書の提出があったときは、当該提出をした者(以下「参加表明者」という。)について、第10に規定する参加資格を確認するものとする。

2 町長は、前項に規定する参加表明者のうち参加資格を有しないと認めた者については、当該対象業務の提案者としてはならない。

(参加資格確認の通知)

第15 町長は、参加表明者に対して公告において示す日までに、参加資格の確認の結果を公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の通知をする場合において、参加資格を有しないと認めた参加表明者に対しては、参加資格を有しないと認めた旨及びその理由を記載するものとする。

3 参加表明者は、参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けたときは、町長に対して書面により、その理由について説明を求めることができるものとする。

(提案書の提出要請者の選定)

第16 町長は、指名型プロポーザル方式を実施しようとするときは、第10に規定する参加資格を有すると認めた者の中から、委員会の審査を経て、提案書の提出要請者を選定しなければならない。

(提案書の提出要請等)

第17 町長は、第14第1項の参加資格の確認により参加資格を有する者であることを確認した者(以下「参加資格確認者」という。)又は第16の規定により提案書の提出要請者として選定した者(以下

「提出要請選定者」という。) に対してプロポーザル方式参加要請書(様式第7号。以下「参加要請書」という。)により提案書の提出を要請するものとする。

- 2 前項の規定により提案書の提出の要請をする場合において、提出要請選定者に対して当該要請をするときは、提出意思確認書(様式第8号)の提出を併せて要請し、第12に規定する事項のうち必要なものを記載した説明書を添付しなければならない。
- 3 提案書の提出を要請した日から当該提出までの期間は、原則として30日以上とする。ただし、当該対象業務の内容から当該期間を短縮することが適当であると認められるときは、15日まで短縮することができる。
- 4 提出要請選定者は、参加要請書において示す日までに、提出意思確認書を町長に提出しなければならない。

(説明会の実施)

第18 町長は、当該対象業務の内容から参加資格確認者又は提出要請選定者と対面して説明を行わないと適切な提案が行われぬおそれがあるときは、説明会を実施することができる。

- 2 公募型プロポーザル方式において、前項の説明会を実施するときは、参加表明書の提出期限前に参加表明書の提出を希望する者に対して行うものとする。

(参加資格の喪失等)

第19 参加資格確認者又は提出要請選定者は、提案書の提出期限の日以前において、次の各号のいずれかに該当したときは、提案書を提出することができないものとし、既に提出された提案書は、その効力を失うものとする。

- (1) 第10に規定する参加資格を有しないこととなったとき。
- (2) 参加表明書、提案書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。

- 2 町長は、参加資格確認者又は提出要請選定者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該参加資格確認者又は提出要請選定者に対して参加資格喪失通知書(様式第9号)により提案書を提出することができない旨及びその理由を通知しなければならない。

(参加資格確認者が多数の場合の措置)

第20 町長は、参加資格確認者が多数あり、受注者の特定に著しい支障が生じると認められるときは、委員会において、あらかじめ定めた評価基準に基づき提案書の事前評価を行い、評価基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行うことができるものとする。

(受注者の特定)

第21 町長は、委員会において受注者として特定すべき者が決定したときは、当該受注者として特定すべき者を受注者として特定するものとする。

2 町長は、受注者として特定した者（以下「特定者」という。）に対しては、特定通知書（様式第10号）により、受注者として特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に対しては、非特定通知書（様式第11号）によりその旨を通知するものとする。

3 前項に規定する特定通知書及び非特定通知書には、評価結果を記載するものとする。

(評価結果の公表)

第22 町長は、プロポーザル方式を実施したときは、当該評価結果を公表するものとする。

(苦情申立て)

第23 特定者及び非特定者は、評価結果に対して苦情を申し立てることができない。

(著作物の取扱い)

第24 町長は、当該プロポーザル方式において提出された著作物を当該対象業務の目的以外に利用しようとするときは、あらかじめ、当該著作権者の許諾を得なければならない。

(契約の締結)

第25 町長は、特定者と政令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約の方法により契約を締結するものとする。

2 町長は、契約の締結に当たっては、特定者と協議の上、提案書の内容の一部を変更することができるものとする。

(補則)

第26 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

プロポーザル方式適用理由書

		主管課	
業 務 名			
実 施 場 所			
予 算 所 要 額			
業 務 内 容			
プロポーザル方式の別	(1) 公募型プロポーザル方式		
	(2) 指名型プロポーザル方式		
適 用 理 由 (上記プロポーザル方式の別で当該方式を選択した理由を含む)			

注) 「プロポーザル方式の別」欄は、選択する方式の番号に○印を付すこと。

【入札担当課記入欄】

適用確認年月日	年 月 日
---------	-------

様式第2号

年 月 日

山田町長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

提 案 書

次の業務の公募型（指名型）プロポーザル方式に係る提案書を提出します。

業務名

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

公募型プロポーザル方式に係る手続開始について、次のとおり公告する。

年 月 日

山田町長

1 業務の概要

- (1) 業務名
- (2) 業務内容
- (3) 履行期間
- (4) 予算額
- (5) 契約保証金

2 参加資格

公募型プロポーザル方式の提案者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
 - (2) 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第31号の2）第6条又は物品の製造の請負又は物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成16年山田町訓令第16号）第5条に規定する資格者であること。
 - (3) 町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成6年山田町告示第21号。以下「措置要綱」という。）に基づく指名停止措置の期間中でない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされていない者（会社更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を含む。）であること。
- 3 プロポーザル方式説明書（様式第4号。以下「説明書」という。）の交付期間、場所及び方法

(1) 交付期間

ア 直接交付

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ ホームページからのダウンロード

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

(2) 交付場所及び方法

ア 直接交付

岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号
山田町役場 課

イ ホームページからのダウンロード

山田町のホームページからダウンロードすること。

(<http://www.town.yamada.iwate.jp/>)

4 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第5号。以下「参加表明書」という。）の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

年 月 日 () (午前・午後 時必着)

(2) 提出場所

3 (2)アと同じ。

(3) 提出方法

直接持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送とする。

5 提案書（様式第2号）の提出要請

参加表明書を提出した者について「2 参加資格」を全て満たしているか否かの確認を行い、資格を有すると認められた者にプロポーザル方式参加要請書（様式第7号）により提案書の提出を要請する。

6 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

年 月 日 () (午前・午後 時必着)

(2) 提出場所

3 (2)アと同じ。

(3) 提出方法

4 (3)と同じ。

7 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、電子メール又はファックスで受け付けるものとし、説明書等に対する質問書（様式第12号）により行うこと。（メールアドレス及びファックス番号は、「12 担当課」に記載するとおり。）

(2) 提出期限

年 月 日 () (午前・午後 時必着)

(3) 質問に対する回答

提案書の提出を要請する者に対して 年 月 日 ()までに質問を取りまとめ、質問及び質問に対する回答書（様式第13号）により直接電子メールで回答する。

8 ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日時その他ヒアリングに関する事項

(1) ヒアリングの有無

有・無

(2) ヒアリングの予定日時

年 月 日 () 午前・午後 時 分

9 受注者の特定等

(1) 受注者の特定方法

提出された提案書等について、評価を行い最も優れた者を特定する。この場合において、必要と認められるときは、プレゼンテーション及びヒアリング等を行うものとする。

(2) 受注者を特定するための評価基準

(3) 特定、非特定の通知

特定、非特定の通知は、全ての提案者に対し、特定通知書（様式第10号）又は非特定通知

書（様式第11号）により行う。

(4) 契約の締結

特定された受注者と業務委託契約を締結するものとし、契約内容は、提案内容を基に協議し決定する。

10 契約書作成の要否

要・否

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び円とする。
- (2) 参加表明書の提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合及び参加資格を有しないと認められた場合は、提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加表明書及び提案書は、それぞれの提出期限後において、差し替え、訂正及び再提出することを認めない。ただし、当該提出期限後に、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 参加表明書及び提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職その他のやむを得ない理由が生じた場合は、発注者の承諾を得て変更することができる。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (6) 提案書の作成に要した費用、旅費、その他提出に要した経費については、提案者の負担とする。
- (7) 本手続において提出した書類等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して措置要綱に基づき指名停止措置を講ずるものとする。
- (8) 受注者は、本業務を実施する場合において、発注者と密接に打合せを行うなど相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守すること。
- (9) 発注者は、本業務に必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は、業務完了後遅滞なく当該資料を発注者に返還しなければならない。
- (10) 参加表明をした者で、参加資格を有すると認められたものは、提案書の提出期限の前日まで提案を辞退することができる。この場合において、提案の辞退を希望する者は、提案辞退届（様式第14号）を3(2)アの場所に持参又は一般書留若しくは簡易書留により郵送しなければならない。
- (11) 提出された参加表明書及び提案書は、それらを提出した者に無断で参加資格の確認及び受注者の特定以外に使用しない。
- (12) 成果品に関する権利は、受注者固有の知識、技術を除き、全て山田町に帰属する。
- (13) 審査の結果についての異議申立ては、受理しない。

12 担当課

〒028-1392

岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

山田町役場 課 係（室）

電話番号 0193-82-3111（内線 ）

FAX 番号 0193-82-4989

電子メールアドレス

注) 当該業務の内容に適するように内容を変更すること。

プロポーザル方式説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名
- (2) 業務内容 記載例：(別添「〇〇〇〇〇業務委託仕様書」のとおり)
- (3) 履行期間
- (4) 予算額
- (5) 契約保証金

2 参加資格

プロポーザル方式の提案者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
 - (2) 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第31号の2）第6条又は物品の製造の請負又は物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成16年山田町訓令第16号）第5条に規定する資格者であること。
 - (3) 町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成6年山田町告示第21号。以下「措置要綱」という。）に基づく指名停止措置の期間中でない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされていない者（会社更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を含む。）であること。
- ### 3 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第5号。以下「参加表明書」という。）の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限
年 月 日（ ）（午前・午後 時必着）

- (2) 提出場所
岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号
山田町役場 課

- (3) 提出方法
直接持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送とする。

4 提案書（様式第2号）の提出要請

参加表明書を提出した者について「2 参加資格」を全て満たしているか否かの確認を行い、資格を有すると認められた者にプロポーザル方式参加要請書（様式第7号）により提案書の提出を要請する。

5 提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限
年 月 日（ ）（午前・午後 時必着）

- (2) 提出場所
3(2)と同じ。

- (3) 提出方法

3 (3)と同じ。

6 プロポーザル方式説明書（様式第4号。以下「説明書」という。）等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問は、電子メール又はファックスで受け付けるものとし、説明書等に対する質問書（様式第12号）により行うこと。（メールアドレス及びファックス番号は、「11 担当課」に記載するとおり。）

(2) 提出期限

年 月 日（ ）（午前・午後 時必着）

(3) 質問に対する回答

提案書の提出を要請する者に対して 年 月 日（ ）までに質問を取りまとめ、質問及び質問に対する回答書（様式第13号）により直接電子メールで回答する。

7 ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日時その他ヒアリングに関する事項

(1) ヒアリングの有無

有・無

(2) ヒアリングの予定日時

年 月 日（ ）午前・午後 時 分

8 受注者の特定等

(1) 受注者の特定方法

提出された提案等について、評価を行い最も優れた者を特定する。この場合において、必要と認められるときは、プレゼンテーション及びヒアリング等を行うものとする。

(2) 受注者を特定するための評価基準 記載例：（別添「〇〇〇〇〇評価基準」のとおり）

(3) 特定、非特定の通知

特定、非特定の通知は、全ての提案者に対し、特定通知書（様式第10号）又は非特定通知書（様式第11号）により行う。

(4) 契約の締結

特定された受注者と業務委託契約を締結するものとし、契約内容は、提案内容を基に協議し決定する。

9 契約書作成の要否

要・否

10 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び円とする。

(2) 参加表明書の提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合及び参加資格を有しないと認められた場合は、提案書を提出できないものとする。

(3) 参加表明書及び提案書は、それぞれの提出期限後において、差し替え、訂正及び再提出することを認めない。ただし、当該提出期限後に、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 参加表明書及び提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職その他のやむを得ない理由が生じた場合は、発注者の承諾を得て変更することができる。

(5) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

(6) 提案書の作成に要した費用、旅費、その他提出に要した経費については、提案者の負担とする。

(7) 本手続において提出した書類等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び提

案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して措置要綱に基づき指名停止措置を講ずるものとする。

- (8) 受注者は、本業務を実施する場合において、発注者と密接に打合せを行うなど相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守すること。
- (9) 発注者は、本業務に必要な資料を受注者に貸与するものとし、受注者は、業務完了後遅滞なく当該資料を発注者に返還しなければならない。
- (10) 参加表明をした者で、参加資格を有すると認められたものは、提案書の提出期限の前日まで提案を辞退することができる。この場合において、提案の辞退を希望する者は、提案辞退届（様式第14号）を3(2)の場所に直接持参又は一般書留若しくは簡易書留により郵送しなければならない。
- (11) 提出された参加表明書及び提案書は、それらを提出した者に無断で参加資格の確認及び受注者の特定以外に使用しない。
- (12) 成果品に関する権利は、受注者固有の知識、技術を除き、全て山田町に帰属する。
- (13) 審査の結果についての異議申立ては、受理しない。

11 担当課

〒028-1392

岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

山田町役場 課 係(室)

電話番号 0193-82-3111 (内線)

FAX 番号 0193-82-4989

電子メールアドレス

注) 当該業務の内容に適するように内容を変更すること。

様式第 5 号

年 月 日

山田町長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

担 当 部 署
担当者職氏名
電 話 番 号
F A X 番 号
電子メールアドレス

公募型プロポーザル方式参加表明書

次の業務に係る公募型プロポーザル方式への参加を、関係書類を添えて表明します。

- 1 業務名
- 2 関係書類

様

山田町長

印

公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書

さきに参加の表明があった次の業務に係る公募型プロポーザル方式の参加資格について、確認したので通知します。

- 1 業務名
- 2 参加資格確認の結果
資格を有することを認めます。(資格を有しないことを認めます。)
- (3 参加資格を有しないと認めた理由)

注 参加資格を有しないと認められた理由について説明を求めるときは、担当課へその旨を記載した書面を提出すること。

様

山田町長



プロポーザル方式参加要請書

次の業務に係る公募型（指名型）プロポーザル方式への参加を要請します。

つきましては、提案書（提案書及び提出意思確認書）を次に示す提出期限までに提出くださいますようお願いいたします。

1 業務名

2 提出期限 年 月 日

2 提出期限

(1) 提案書 年 月 日

(2) 提出意思確認書 年 月 日

様式第8号

年 月 日

山田町長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名



担 当 部 署
担当者職氏名
電 話 番 号
F A X 番 号
電子メールアドレス

提出意思確認書

次の業務の指名型プロポーザル方式に係る提案書を提出します（しません）。

業務名

第 号
年 月 日

様

山田町長



参加資格喪失通知書

貴社は、次の業務の公募型（指名型）プロポーザル方式に係る参加資格を喪失し、当該プロポーザル方式において提案書を提出することができないことになったので通知します。

なお、既に提案書が提出されている場合にあつては、当該提案書は無効になることを申し添えます。

- 1 業務名
- 2 参加資格を喪失した理由

様式第10号

第 号
年 月 日

様

山田町長

印

特定通知書

次の業務に係る公募型（指名型）プロポーザル方式において、貴社が受注者に特定されたので通知します。

- 1 業務名
- 2 評価結果

様式第11号

第 号
年 月 日

様

山田町長

印

非特定通知書

次の業務に係る公募型（指名型）プロポーザル方式において、貴社は受注者に特定されなかったため通知します。

- 1 業務名
- 2 貴社の評価結果
- 3 受注者に特定された者
- 4 受注者に特定された者の評価結果

様式第12号

説明書等に対する質問書

山田町長 様

業務名 _____

上記の業務に係る説明書等について、次のとおり質問します。

年 月 日

(質問者)

住 所 _____

商号又は名称 _____

職 氏 名 _____

連絡先(電話番号) _____

電子メールアドレス _____

質問内容

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

送付先

山田町役場 課 係(室)

ファックス番号 0193-82-4989

電子メールアドレス

様式第13号

質問及び質問に対する回答書

年 月 日

山田町長

業務名 _____

番号	質問内容	回答
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		

様式第14号

年 月 日

山田町長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

㊟

提案辞退届

次の業務の公募型（指名型）プロポーザル方式に係る提案を都合により辞退します。

業務名